

## 外国人技能実習生受入れ経費概算

支払 時期	項目	詳細/補足説明	単位	月々	月々	35 ヶ月合計
				単価	1 名合計	1 名合計
<b>■定期的に発生する費用について</b>						
③	監理費(JP)	監理費用JP(税込)	人/月	30,000	30,000	1,050,000
③	監理費(VN)	監理費用VN(預り金・非課税)	人/月	5,000	5,000	175,000
③	実習生賃金	892円×8時間×22日	人/月	156,992	156,992	5,494,720
③	社保・雇保など	概算	人/月	23,000	23,000	805,000
		合計		214,992	214,992	7,524,720

※	健康診断	開催時期は会社規定による	人/年
---	------	--------------	-----

支払 時期	項目	詳細/補足説明	単位	単価	支払回数	人数	総額
<b>■入国一時金について</b>							
※A 消費税対象							
①	ビザ申請手数料	実習生の在留資格申請手続き代行費用	人/1回	30,000	1	1	30,000
①	国内移動費用	空港から講習施設、その他1ヶ月間の移動費用	人/1回	25,000	1	1	25,000
①	講習施設使用料	講習するための施設を使用する諸費用	人/1回	3,000	1	1	3,000
①	宿泊施設費	宿泊施設費用1ヶ月分	人/1回	20,000	1	1	20,000
①	一般講習費用	法律で定められた1ヶ月講習にかかる費用	人/1回	32,000	1	1	32,000
①	法的保護講習	法律で定められた、国内法令に関する講習費用	人/1回	3,000	1	1	3,000
①	教材費	1ヶ月講習等に必要教材費用	人/1回	2,000	1	1	2,000
①	入国時健康保険診断	国内の医療機関における健康診断	人/1回	12,000	1	1	12,000
					消費税(A)		14,200
					合計(A)		141,200
※B 消費税対象外							
①	組合加入費用	協同組合加入にかかる手数料	社/1回	10,000	1		10,000
①	事前講習費用	ベトナム側での事前講習手数料	人/1回	20,000	1	1	20,000
①	技能実習生渡航費	実習生が入国する際の飛行機代	人/1回	50,000	1	1	50,000
①	機構申請手数料1	技能実習機構への支払(1号申請時)	人/1回	3,900	1	1	3,900
①	講習手当	法律で定められた1ヶ月分の実習生の生活費	人/1回	60,000	1	1	60,000
					合計(B)		143,900
※A+B 入国時一時金(在留資格認定書が認可され次第お支払いお願いいたします)					合計(A+B)		<b>285,100</b>

■入国一時金以外のその他費用について							
※C 消費税対象							
②	監理費(JP)	1カ月講習時の監理費用JP(税込)	人/1回	30,000	1	1	30,000
②	監理費(VN)	1カ月講習時の監理費用VN(預り金・非課税)	人/1回	5,000	1	1	5,000
④	技能基礎級試験	技能基礎級の試験受講料(1号終了時)	人/1回	31,000	1	1	31,000
⑤	技能専門級試験	技能専門級の試験受講料(2号終了時)	人/1回	31,000	1	1	31,000
					消費税(C)		9,700
					合計(C)		106,700
※D 消費税対象外							
⑥	機構申請手数料2	技能実習機構への支払い(2号申請時)	人/1回	3,900	1	1	3,900
⑥	入管取次手数料1	技能実習2号への在留資格変更申請	人/1回	4,000	1	1	4,000
⑦	入管取次手数料2	技能実習2号2年目の在留期限延長申請	人/1回	4,000	1	1	4,000
⑧	帰国渡航費用	概算、時期により異なる	人/1回	50,000	1	1	50,000
					合計(D)		61,900
※C+D 入国時一時金以外の3年間の費用概算(1人)					合計(C+D)		168,600

■ベトナム人技能実習生受入れの費用概算について					
3年間	1	人合計	1年間	1	人合計
7,978,420			2,659,473		
1カ月	1	人合計	時給換算1カ月合計÷22日÷8時間 ( 1 人 )		
221,623			1,254		

■支払発生時期とシミュレーション																																						
入国前	1年目												2年目												3年目													
①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
	②	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③	③		
								④				⑥																										⑧
入国	<div style="text-align: center;">← 実習 →</div> 入国学校 技能基礎試験 在留カード更新 在留カード更新 技能専門試験 帰国																																					

※ 技能実習生の雇用期間は通常3年間となります。

※ 技能実習生とは直接の雇用契約となりますので、休日出勤や残業を計上する場合は、労働基準法に基づく給与の支給となります。

※ 上記の他、技能実習生の住居などは、雇用主様側が確保する必要があります。家賃などは、給与から差し引いても差し支えございません。

※ 入国時の他に用意する物、自転車、洗濯機、一人3畳以上のスペース、布団、炊飯器、調理器具一式、その他生活に関わる家電一式は雇用主様負担です。

※ その他、法改正により上記に変更、追加項目が生じる事がございます。

※ 帰国時の航空チケットは企業様に手配していただきます。

湊人国際交流協同組合  
 岡山県岡山市南区福富中1-4-1-603  
 086-236-7447/086-236-7444